

ジェネリック医薬品（後発医薬品）使用体制について

当院では「後発医薬品使用体制加算1」の施設基準届出保険医療機関であり、厚生労働省の後発医薬品促進の方針に従って、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進を図っています。

医薬品の供給が不足した場合には、治療計画の見直しや代替医薬品への変更を行う等の体制をとっております。

なお、状況によっては、患者さんへ投与する薬剤が変更となる可能性があります。変更にあたって、ご不明な点や心配ごとがございましたら、主治医または薬剤師にご相談下さい。

ご理解賜りますようお願いいたします。

【後発医薬品とは】

後発医薬品（ジェネリック医薬品）は、新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に製造販売される、新薬と同一量含み、同一の効能・効果を持つ医薬品の事です。

なお、新薬が効能追加を行っている場合はなど、異なる場合があります。

（※厚生労働省ポスター参照）